

教育基本法改悪案の国会提出に抗議し、

父母・国民のみなさんと力を合わせ廃案をめざします（声明）

2006年4月28日

日本高等学校教職員組合

(1)本日政府は、教育の憲法ともいふべき教育基本法の改悪案を閣議決定し、国会に提出しました。私たちは、与党自民党・公明党の一部の議員が密室協議で準備してきた改悪案を、一気に成立させようとしていることに厳しく抗議し、法案の廃案を求めるものです。

教育基本法改悪のねらいは、米軍基地「再編」とも連動した憲法9条改悪・「戦争する国づくり」のための「人づくり」にあり、また、憲法改悪を視野に入れた教育の「構造改革」のさらなる推進にあります。さらに、国民から教育権を奪い、国家が直接的に教育を支配するという重大な改悪です。日高教は、全国の高校・障害児学校教職員が「教え子を再び戦場に送らない」決意のもと、総力をあげて改悪阻止のたたかいに立ち上がることを呼びかけます。また、父母・国民のみなさんと堅く手をつなぎ法案の廃案めざし世論と運動をひろげるために奮闘する決意を明らかにするものです

(2)法案は、憲法の民主的原則に反するものになっています。

第1に、「我が国と郷土を愛する」（法案2条 教育の目標）ことを規定し、明確に愛国心教育を持ち込もうとしています。個人の選択や内心の自由に属する「愛国心」を、国定の「愛国心」に限って教育にもちこむねらいは、憲法9条を改悪し、「自衛軍」を規定した自民党「新憲法草案」と重ねてみると明らかです。

第2に、国家目的のための「人づくり」を巧妙に規定したことです。法案は、「自主的精神に充ちた」（第1条 教育の目的）を削除し、「必要な資質を備えた」（法案第1条同）を挿入し、その「資質」が法案前文と重ねて「公共の精神」と読みとれるようにしています。そして、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」を法案第2条・教育の目標としています。つまり、国家政策の積極的な推進者として振る舞う「資質」を育てることが教育の目的であるといことを規定したのです。

第3に、法案は、教育勸語的な性格を持っています。「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」（法案第6条 学校教育）と国家が国民の生き方まで規制しています。家庭教育も同様に、ことさらに「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」（法案第10条）として、教育行政の社会的責任をあいまいにしています。

このように法案は、「日本国憲法の精神にのっとり」（法案前文）とはしているものの、「日本国憲法の理想の実現を教育の力にまつ」とした現行教育基本法前文を削除し、憲法理念を実現する教育の役割をなくし、憲法理念に反する「愛国心を持った、国策に積極的に協力する」人材の育成を求めています。それは、憲法改悪を想定したものだからです。

(3)法案は、国の教育条件整備義務を削除した上で、父母・国民から教育権を奪い国家に委ねるとい重大な内容をはらんでいます。

第1に、「国民全体に対し直接に責任を負っておこなわれるべきもの」(第10条)を削除し、法律を通して教育行政による教育介入の道筋をつくっているということです。教育基本法は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべきものである」(第10条)とし、教育行政の役割を「教育条件整備」に限定しています。これは、戦前・戦中の国家主義教育が侵略戦争のための国民動員の役割を担ったことからくる深刻な反省の上に立って規定されたものです。しかし法案(第16条 教育行政)は、「不当な支配に服することなく」に続けて「この法律及び他の法律の定めるところによりおこなわれるべき」として、国民への直接責任から教育の政治介入の道筋を「法律」を通してつくっているのです。教員についても同様に「全体の奉仕者」(第6条 学校教育)を削除した上で「自己の崇高な使命」(法案第9条)を求めています。改悪された法律に基づく教育が「崇高な使命」として強制されることは明らかです。

第2に、教育振興基本計画に基づき閣議決定で、教育内容・方法を含む教育の全面支配をできるようにしていることです。「教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」(法案第16条 教育行政)として、閣議決定で、「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」(法案第17条 教育振興基本計画)ことができる道筋を規定しています。時々の政権が法律によらずフリーハンドで「改悪教育基本法」をたてに教育を意のままにしようとしているのです。

第3に、国の「教育条件整備義務」を削除した上で、地方公共団体にも教育振興の施策の策定や財政負担を担わせるものになっています。今でも少人数学級実施のために国の責任を放棄し、自治体の努力に委ねているなど教育の機会均等の原則に反する現状を「教育基本法に基づく」施策とし、地方と個人にしわよせしようとするものです。ここには小泉「構造改革」による「小さな政府」を実現するねらいが如実に示されています。

(4) 法案は、差別的な教育を持ち込むものになっています。法案は、9年の義務教育年限を削除した上に「義務教育として行なわれる普通教育は、各個人の有する能力をのぼし」(法案第5条 義務教育)とするなど能力主義教育を制度的に、すなわち小学校からの複線型の教育体系を想定しています。また、復古主義的な特定の価値観をもとに男女共学規定を削除したことも問題です。

(5) 今日、子どもと教育をめぐるさまざまな困難があり、その解決のために国民的議論が求められています。とりわけ、貧困と格差が広がるなかで、高校生の修学・就職問題や学力問題など深刻な事態が進行しています。その生徒たちに、少人数学級を実施せず、教職員は減らし、学校に格差を付け、高校統廃合・高校「多様化」再編を強行する、各家庭には自立自助を押しつけ行政責任を果たさないなど、政府・文部科学省は、憲法・教育基本法に反する教育行政をすすめてきました。教育基本法改悪案は、このような状況を解決するどころかいっそう困難にするものです。

日高教は、憲法9条を守る多数世論と運動に合流し、父母・国民の教育要求を実現するとりくみと結んで教育基本法改悪案の廃案をめざしてたたかうことを改めて表明するものです。